

賃貸借契約約款(リース)

(総則)

第1条 賃借人及び賃貸人は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書に従い、法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

(賃貸借物件及び賃貸借期間)

第2条 賃貸借物件及び賃貸借期間は頭書記載のとおりとする。

(賃貸借料及び支払)

第3条 物件の賃貸借料は頭書記載のとおりとし、賃借人は賃貸人から適法な支払請求書を受領した後、30日以内に賃借料を支払うものとする。なお、契約更新権に基づき再度、賃貸借契約を結ぶ場合の賃貸借料は当初契約時の10パーセント以内とし、再度契約を行う時点での賃貸借物件の状態により賃借人と賃貸人とが協議の上、決定するものとする。

(調整及び引渡し)

第4条 賃貸人は物件が賃貸借の開始日から使用できる状態に調整を行い、引渡し時に賃借人が検査を行い、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと(以下「契約不適合」という。)のないことを確認した場合には引渡しが完了したものとする。ただし、電算システム等、物件により即時の検査が困難なものについては、引渡し後15日以内に検査を行い、契約不適合のないことを確認するものとする。この場合には、引渡しの完了について、仕様書等にその旨を記載するものとする。

(物件の契約不適合)

第5条 物件の引渡し後、契約不適合(製造責任となる契約不適合)により物件が仕様書どおりでなくなるおそれがある場合に備えて、物件の契約不適合に伴う履行の追完請求権、代金減額請求権、損害賠償請求権及び契約の解除権は、賃貸人から賃借人へ譲渡するものとする。ただし、複写機・印刷機等のように賃貸人が機器の製造又は設置を直接行った物件については、賃貸人の責任により直ちに目的物の修補、又は代替物の引渡しによる履行の追完を行うものとする。この場合、履行の追完のため賃借人の業務に支障をきたした場合には、当該月の賃借料は当該使用不能日数を控除した日割計算により算定するものとする。ただし、履行の追完の間に同等物件を提供するなど、履行の追完の事情によっては、賃借人と賃貸人とが協議の上、賃貸借料を決定する。

(物件の使用・保全)

第6条 賃借人は、物件を善良なる管理者の注意義務をもって、本来の使用用法に従い使用することとする。

2 賃借人は、物件が常に良好な使用状態及び機能を保つように、保守(検査、整備等)を行い、物件を保全するものとする。この場合の費用は、賃借人が負担するものとする。ただし、賃貸人との間で物件の保守を含んだ契約を締結した場合には、賃貸人がその費用を負担するものとする。また、物件によって、操作方法の指導や定期的な技術員の派遣など、物件の保全に必要な事項や、賃借人及び賃貸人の負担となる修繕の内容については、あらかじめ仕様書で定めておくものとする。

(物件の原状変更)

第7条 賃借人は、物件の改造、加工又は模様替え等、物件の原状を変更する場合(法改正等に合わせて、保守契約の一環として行うソフトウェアの改修を除く。)には、あらかじめ賃貸人に通知し了解を求めるものとする。

(物件の譲渡等の禁止)

第8条 賃借人は、この契約に基づく物件の権利を譲渡し、又は転貸する場合には、あらかじめ賃貸人に通知し、その許可を求めるものとする。ただし、ソフトウェアが物件の一部又は全部を構成する場合などでの複製、変更、改作等、著作権法に抵触する行為は一切禁止するものとする。

(物件の滅失・毀損)

第9条 物件が自然災害等、不可抗力により損傷して修理不能となり、使用できなくなったときには、この契約は終了する。契約終了に伴う損害については、賃借人と賃貸人とが協議の上、賠償額の負担割合を決定する。ただし、この場合において、動産総合保険支払の対象となるときは、賃貸人に支払われた保険金により賠償関係は消滅することとする。

2 賃借人の責めによる事由により物件が損傷して修理不能となり、使用ができなくなったときは、賃借人はこの契約の残存期間に応じたリース料を損害賠償金として支払い、この契約を終了するものとする。

3 前2項により、契約が終了した場合には、賃貸人は、現状有姿のままで物件の所有権を賃借人に移転したものとみなすこととする。

(物件の保険)

第10条 賃貸人は物件に対し、賃貸借期間中継続して賃貸人を被保険者とする動産総合保険(物件が保険の対象とならない場合は除く。)に付するものとする。

2 保険事故が発生したときは、賃借人は直ちにその旨を賃貸人に通知するとともに、保険金受取に必要な一切の書類を賃貸人に交付するものとする。

3 前項により、賃貸人に保険金が支払われた場合(修理不能の場合を除く。)賃貸人は、受領した保険金額を修理費用として賃借人に支払うものとする。
(遅延損害金)

第11条 賃貸人の故意又は重大な過失により、物件の引渡しが遅延した場合には、賃借人は、当該使用不能日数を控除した日割計算により算定した額を支払うものとする。また、引渡しの遅延により賃借人の業務に損害を与えた場合には、賃貸人は損害賠償金を別途支払うものとする。この場合の賠償金額の算定は、賃借人と賃貸人とが協議して定めるものとする。

2 賃借人又は賃貸人が金銭債務の履行を遅延したときは、その完済に至るまで、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定に基づき定められた率の割合による遅延損害金を相手方に支払うものとする。
(契約の解除)

第12条 賃借人又は賃貸人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

(1) 契約条項に違反したとき。

(2) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(3) 賃借人又は賃貸人の責めに帰す理由により履行期限までに給付若しくは債務を完了しないとき又は完了する見込みがないとき。

(4) 監督又は検査に際し、監督又は検査に携わる職員の当該職務の執行を妨げたとき。

2 前項の規定により契約を解除しようとするときは、催告を行った後、文書により通知しなければならない。

3 第1項の規定により契約を解除した場合は、賃借人又は賃貸人は相手方に対し損害賠償を請求することができるものとする。
(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第13条 賃貸人(共同企業体にあつては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、賃貸人は、賃借人の請求に基づき、契約金額(この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。次項において同じ。)の10分の2に相当する額を違約金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、賃貸人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は賃貸人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が賃貸人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が賃貸人又は賃貸人が構成事業者である事業者団体(以下「賃貸人等」という。)に対して行われたときは、賃貸人等に対する命令で確定したものゝをい)、賃貸人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、賃貸人等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が賃貸人に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、賃貸人(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 賃貸人が前項の違約金を賃借人の指定する期間内に支払わないときは、賃貸人は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した遅延利息を賃借人に支払わなけ

ればならない。

3 貸貸人は、契約の履行を理由として、第1項の違約金を免れることができない。

4 第1項の規定は、賃借人に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、賃借人がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(物件の返還等)

第14条 貸貸借期間が満了したときは、賃借人は賃貸人に物件を返還するものとする。ただし、仕様書により賃貸人から賃借人へ物件を無償譲渡する旨、規定されている場合には、賃貸人は賃借人へ物件を無償譲渡するものとする。荷造りや運送等、返還に要する費用は、仕様書に規定がない場合には賃貸人の負担とする。

(個人情報の保護)

第15条 個人情報を保護するため、賃貸人は次の事項を遵守するものとする。

(1) 秘密の保持 賃貸人は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に定める個人情報(以下「個人情報」という。)については、業務の処理中及び処理後においても他に漏らしてはならない。

(2) 目的外利用等の禁止 賃貸人は、個人情報を契約内容以外の利用及び他への提供をしてはならない。

(3) 複製等の禁止 賃貸人は、賃借人の許可を受けた以外、個人情報の複写及び複製をしてはならない。

(4) 事故発生時の報告義務 賃貸人は、個人情報の保護に関して業務の処理において事故等が発生した場合には遅滞無く賃借人に報告しなければならない。

(5) 個人情報の廃棄 賃貸人は、賃借人の指示なくして不要となった個人情報の廃棄を行ってはならない。

(協議)

第16条 この契約に定めのない事項又はこの契約の履行について疑義を生じた場合は、賃借人と賃貸人とが協議して決定するものとする。